

平成 27 年度高齢者虐待の状況について

平成 28 年 9 月 16 日
地 域 福 祉 課

1 趣 旨

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（H18. 4. 1 施行）」（以下「法」という。）第 25 条の規定に基づき、市町からの報告を受け、県内の平成 27 年度の状況の取りまとめを行った。

2 市町からの報告の概要

市町の役割は、高齢者虐待の相談を受け、関係機関等と調整を行った上で、虐待を受けた高齢者への対応及び虐待を行った者への指導・助言を行う。また、その虐待の内容等を県に報告する。

<集計の概要>

対 象 者：県内在住の 65 歳以上の高齢者

対 象 期 間：平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月

内 容：施設内虐待（養介護施設従事者等による高齢者虐待）、家庭内虐待（養護者による高齢者虐待）の区分ごとの件数及びその内容等

3 集計結果の概要（詳細は「2 ページ」参照）

(1) 施設内虐待

① 件 数…18 件 [H22: 3 件, H23: 12 件, H24: 7 件, H25: 4 件, H26: 10 件]

② 概 要…虐待のあった施設は、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等で、虐待の内容は身体的虐待・心理的虐待、介護等放棄、経済的虐待の順が多い。

③ 対 応…市町が事実確認及び施設に対する指導を行い、施設から改善計画が提出されるなど、状況は改善されている。

(2) 家庭内虐待

① 件 数…345 件 [H22: 436 件, H23: 408 件, H24: 396 件, H25: 361 件, H26: 395 件]

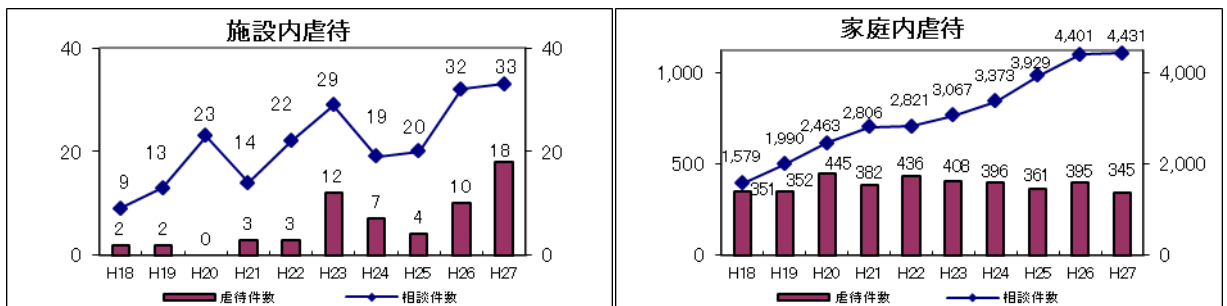
② 概 要…虐待を受けた人は、女性が 81%、年齢は 75 歳以上が 73%、要介護・要支援認定を受けている人が 73%、虐待の内容は、身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待、介護等放棄の順が多い。
また、虐待をした人の続柄は、息子が最も多く、次いで夫、娘の順となっている。

③ 対 応…「虐待者からの分離を行った事例」が 26%で、その内訳は「契約による介護保険サービスの利用（34 人）」、次いで「医療機関への一時入院（18 人）」の順であった。
「虐待者を分離していない事例」は 53%で、その内訳は、「養護者への支援（109 件）」次いで「ケアプランの見直し（62 件）」となっている。

(3) 前年度との比較

① 施設内虐待…虐待件数、相談件数はともに増加した。

② 家庭内虐待…虐待件数は減少し、相談件数は増加した。虐待内容では身体的虐待が 263 件から 236 件に、心理的虐待は 174 件から 160 件に減少し、分離の対応方法としては介護保険サービス利用の割合が 38%から 37%と横ばいであり、医療機関への一時入院が 36%から 20%に減少した。



4 県の取組

市町及び関係機関と連携して、次の取組を引き続き推進していく。

- (1) 市町や地域包括支援センター、施設職員等を対象にした研修を実施するとともに、介護サービス事業者への集団指導等を通じて、事業者自らが職員研修を実施するなど高齢者虐待防止の取組を求める。
- (2) 介護支援専門員協会及び介護福祉士の協力を得て、介護現場のスタッフに対し、法の趣旨や通報義務の周知を図り、高齢者虐待の防止、早期発見、虐待発見時の速やかな通報の確保を図る。
- (3) 高齢者虐待に係る県・市町意見交換会を開催し、県と市町、市町相互の連携を強化し、対応力を向上させ、複雑困難な事例については、広島県地域包括ケア推進センターによる助言・支援を行う。
- (4) 成年後見制度等の活用も視野に入れながら高齢者の権利擁護を図るとともに、認知症になっても地域で安心して暮らせるよう、住民等による見守りの推進など自主的な活動を含めた地域包括ケアシステムを構築する。

● 施設内虐待の状況：虐待と確認できた件数18件，虐待を受けた人の数33人

<虐待を受けた人の状況>			<虐待の内容> (重複あり)		<市町がとった措置> (重複あり)	
性別	男性	6人	身体的虐待	16件	事実確認	18件
	女性	27人	心理的虐待	16件	施設等に対する指導	18件
年齢階層	65歳未満障害者	0人	介護等放棄	5件	施設等への改善計画の提出要請	18件
	65～69歳	1人	経済的虐待	2件		
	70～74歳	2人				
	75～79歳	3人				
	80～84歳	6人				
	85～89歳	6人				
	90～94歳	9人				
要介護度	95～99歳	5人				
	100歳～	1人				
	要介護1	3人				
	要介護2	2人				
	要介護3	8人				
認知症の有無	要介護4	12人				
	要介護5	8人				
	なし	2人				
	あり	31人				

<虐待をした人の状況>		
虐待があった施設等	認知症対応型共同生活介護	6件
	特別養護老人ホーム	4件
	訪問介護等	2件
	短期入所施設	2件
	通所介護等	2件
虐待をした人	サービス付き高齢者向け住宅	1件
	養護老人ホーム	1件
	介護職員	15人
	管理職	1人
	看護職	1人
	特定に至らず	2件

※特定に至らず：虐待と確認できた18件のうち、2件は虐待をした人を特定できなかった。

● 家庭内虐待の状況：虐待と確認できた件数345件，虐待を受けた人の数352人

<虐待を受けた人の状況>		
○性別	女性が81%	
①男性	66人	19%
②女性	286人	81%
計	352人	
○要介護度	被虐待者のうち、73%が要介護等認定者	
①未申請	84人	24%
②申請中	6人	2%
③要支援1	29人	8%
④要支援2	22人	6%
⑤要介護1	62人	18%
⑥要介護2	56人	16%
⑦要介護3	47人	13%
⑧要介護4	28人	8%
⑨要介護5	15人	4%
⑩非該当(自立)	3人	1%
計	352人	

○年齢階層 75歳以上が全体の73%		
①65～69歳	33人	9%
②70～74歳	61人	17%
③75～79歳	78人	22%
④80～84歳	75人	21%
⑤85～89歳	64人	18%
⑥90歳以上	41人	12%
計	352人	

○認知症の有無 要介護認定者259人のうち、89%が認知症		
①認知症なし	26人	10%
②認知症あり	230人	89%
③不明	3人	1%
計	259人	

※認知症あり：認知症日常生活自立度区分「自立度Ⅰ」以上の方を集計

<虐待の内容> (重複あり)		
①身体的	236	
②介護等放棄	81	
③心理的	160	
④性的	1	
⑤経済的	82	

<虐待をした人の状況>		
○続柄 「息子」が38%と最も多く、次いで「夫」が26%、「娘」が14%		
①夫	98人	26%
②妻	21人	5%
③息子	146人	38%
④娘	53人	14%
⑤息子の配偶者	19人	5%
⑥娘の配偶者	5人	1%
⑦兄弟姉妹	5人	1%
⑧孫	16人	4%
⑨その他	19人	5%
計	382人	

<虐待への対応策>		
○虐待者との分離の有無		
①分離した事例	91人	26%
②分離しなかった事例	185人	53%
③検討・調整中	32人	9%
④虐待判断時点で既に分離状態	44人	13%
計	352人	

○分離した事例の対応		
①契約による介護保険サービスの利用	34人	37%
②やむを得ない事由等による措置	12人	13%
③緊急一時保護	5人	5%
④医療機関への一時入院	18人	20%
⑤上記以外の住まい・施設等の利用	15人	16%
⑥虐待者を高齢者から分離	7人	8%
計	91人	

○分離しなかった事例の対応 (重複あり)		
①養護者への支援(養護者の介護保険サービス等の利用を含む)	109	
②ケアプランの見直し	62	
③見守り(経過観察含む)	52	
④新たに介護保険サービス等を利用	23	
⑤養護者以外の家族との調整	8	
⑥地域包括支援センター等の関わりの強化	7	

※構成割合は、小数点以下を四捨五入したため、合計が100%にならない場合がある。